

事 務 連 絡

平成 29 年 3 月 13 日

各都道府県消防防災主管部(局)長 殿

消防庁救急企画室長

救急救命士の行う救急救命処置及び資器材の管理について

消防機関に勤務する救急救命士にあつては、その職務の適正な遂行のため、厳格な服務規律の確保、法令の遵守が求められており、各消防本部におかれましては、消防職員の服務規律の確保に日々努められていることと思います。

しかしながら、今般、救急救命士として勤務していた消防署から不当に持ち出した資器材を用いて、勤務時間外に心肺停止前の傷病者に対して医師の指示を受けずに静脈路確保を実施するという事案が発生いたしました。

言うまでもなく、当該行為は、関係法令に抵触する可能性のある行為であります。

つきましては、下記に留意の上、適正な救急業務の遂行が図られるよう、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する組合を含む。）及び地域メディカルコントロール協議会等の関係団体に対し改めて周知徹底されるようお願いいたします。

記

- 1 救急救命士として勤務するにあたっては、地方公務員法、救急救命士法など関係法令を遵守して適正な救急業務を遂行すること。
- 2 救急業務に使用する資器材について、適正な管理を徹底すること。

【連絡先】

森川 救急専門官、新田 救急推進係長

TEL : 0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 2 9

E-mail : kyukyusuishin@soumu.go.jp



消防職員等の点滴行為に係る処分について

1 被処分者と処分内容

(1) 消防本部

ア 消防長 (60 歳 男性)	減給 1 月 (減額割合 : 10 分の 1)
イ 参与兼消防次長 (60 歳 男性)	文書訓告
ウ 消防次長兼総務課長 (58 歳 男性)	文書訓告
エ 参事兼小名浜消防署長 (60 歳 男性)	口頭嚴重注意
オ 小名浜消防署主幹兼副署長 (51 歳 男性)	口頭嚴重注意
カ 30 代の男性消防職員 (現場に同席)	文書訓告
キ 30 代の男性消防職員 (点滴を受けた者)	口頭嚴重注意

※ 点滴行為を主導した、小名浜消防署の元消防職員 (救急救命士) については、平成 29 年 1 月 31 日付で依願退職している。

(2) 総合磐城共立病院

○ 20 代の女性看護師 (2 名)	戒告
--------------------	----

2 処分年月日

平成 29 年 3 月 13 日

3 事案の概要

- 平成 28 年 12 月 14 日、元消防職員は、消防職員 2 名及び看護師 2 名と市内の飲食店で飲酒をし、その後、自宅アパートで飲酒をしていた際、酔って体調不良となった消防職員に対し、所持していた点滴一式を使用して、医師の指示を受けずに、点滴をするための針刺しを何度か試みたが、上手くいかなかったことから、見かねた看護師のうち 1 名が手助けをし、針刺しを成功させ、元消防職員が輸液を接続した後、もう 1 名の看護師が、点滴速度を調節した。

- 本件については、平成 29 年 1 月 23 日、小名浜消防署に情報提供があり、翌 24 日、消防職員 3 名から事情を聴取した。

翌 25 日以降、他自治体における類似の事案において停職処分となっていること等を踏まえ、消防長以下幹部職員で本件に係る対応について協議を行っていたが、消防長は、元消防職員が体調不良等により 1 月 26 日から入院する状況となったことや、退職の意向が示されたこと等から、その対応・判断は慎重に進めることとした。

その後、元消防職員は、1月31日付で依願退職となったが、本人への事情聴取を行うことができないまま、2月16日に報道機関から取材の申込みがあるまでの間、3週間以上、事実の公表や市長部局への報告を行わなかった。

※ 点滴一式の取扱い等について

- ・ 元消防職員が使用した点滴一式については、救急救命士として、現場で即座に対応できるよう、日ごろから静脈留置針、乳酸リンゲル液1本、輸液セット等を私物のウエストバックに入れており、勤務後、当該ウエストバックを自家用車に置いたままとなっていた。
- ・ 今回、元消防職員が持ち出した点滴一式は、小名浜消防署において、消防車両の車庫奥の部屋の戸棚に保管しており、職員が常駐する通信室から見えるということもあり、その部屋のカギは、施錠されていなかった。

4 処分理由

地方公務員法第29条第1項第1号から第3号の規定による。

- ※ 第1号：地方公務員法、服務について定めた市の条例、規則その他の規程に違反した場合
- ※ 第2号：職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- ※ 第3号：全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

(1) 消防本部

ア 消防長（第1号及び第2号に該当）

- ・ 本件の対応について慎重に進めることとした結果、報道機関から取材の申込みがあるまで、3週間以上、事実の公表や市長部局への報告を行わず、遅延した事実が大きく報道されたことは、市民の職員及び市に対する信用を著しく失墜させることにつながったものであること。

イ 参与兼消防次長及び消防次長兼総務課長（第1号及び第2号に該当）

- ・ 適切な判断に向けて消防長を補佐すべきであったところ、結果として、事実の公表や市長部局への報告が遅れたことは、市民の職員及び市に対する信用を著しく失墜させることにつながったものであること。

ウ 参事兼小名浜消防署長及び同署主幹兼副署長（第1号及び第2号に該当）

- ・ 部下である元消防職員に、点滴一式を持ち出されていることを把握できなかったことは、救急資器材の適切な管理及び部下職員の指導・監督が十分ではなかったと考えられること。

- エ 30代の男性消防職員（現場に同席した者。第1号に該当）
- ・ 点滴行為を主導した元消防職員の行為を止め得る立場にあったこと、また、翌日以降、点滴一式が公務外に使用された事実を所属等に報告しなかったこと。
- オ 30代の男性消防職員（点滴を受けた者。第1号に該当）
- ・ 酩酊し、眠っている間に点滴を受けたものであるが、翌日以降、点滴一式が公務外に使用された事実を所属等に報告しなかったこと。

(2) 総合磐城共立病院

- 看護師2名（点滴の手助け等を行った者。第1号及び第3号に該当）
 - ・ 医師の指示を受けないまま、元消防職員が行おうとした点滴のための針刺しを手助けしたことや、点滴速度の調節を行ったことは、保健師助産師看護師法の規定に抵触する医療行為であると思料されること。

[参 考]

- 保健師助産師看護師法
第37条 保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をしその他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をし、又は助産師がへその緒を切り、浣腸を施しその他助産師の業務に当然に付随する行為をする場合は、この限りでない。
- 救急救命士法
（特定行為等の制限）
第44条 救急救命士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める救急救命処置を行ってはならない。
2 救急救命士は、救急用自動車その他の重度傷病者を搬送するためのものであって厚生労働省令で定めるもの（以下この項及び第53条第2号において「救急用自動車等」という。）以外の場所においてその業務を行ってはならない。ただし、病院又は診療所への搬送のため重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間において救急救命処置を行うことが必要と認められる場合は、この限りでない。

5 今後の対応

(1) 職員への周知

法令の遵守等や服務規律の確保については、これまでも、あらゆる機会を捉え、注意喚起を行ってきたところではありますが、不祥事の再発防止を図るため、本日付で改めて職員に対し、法令の遵守や綱紀の厳正な保持、職員の事故等発生時における迅速な報告等について、依命通達により周知徹底を行いました。

(2) 市長等の給料月額の減額について

昨年来、職員の不祥事が相次いでいることを踏まえ、市職員の総括的な管理監督責任を有する市長と、病院事業管理者の平成 29 年 4 月分に係る給料月額を減額することとし、関係条例案を現在開会中の 2 月定例会に追加提案することを予定しております。

今後は、なお一層の綱紀粛正を図っていくこととし、職務上はもちろんのこと私生活においても、批判や誤解を招くことのないよう細心の注意を払い、公務員としての自覚と高い倫理観を持って職務に取り組むなど、全職員が一丸となって、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

〔給料月額の減額内容〕

区 分	減額の内容	摘 要
市 長	1,089,000 円 ⇒ 871,200 円	▲217,800 円 (▲20%)
病院事業 管理者	783,000 円 ⇒ 704,700 円	▲78,300 円 (▲10%)

事務担当：職員課人事係
電話 22-7403